様式第４号（第５条関係）

上川北部消防事務組合インターンシップに関する協定書

　上川北部消防事務組合（以下「組合」という。）と　　　　　　（以下「依頼者」という。）とは、上川北部消防事務組合インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第５条の規定に基づき、実習に関して、次のとおり協定を締結する。

（実習生の受入）

第1条　組合は、職業意識の向上及び組合行政に対する理解を深めるとともに、人材の育成を目的として、依頼者より推薦を受けた生徒又は学生のうち、受入れを可としたものを実習生として受け入れるものとする。

（実習期間）

第２条　受入期間は、組合が適当と認める期間とする。

（報酬等の不支給）

第３条　組合は、実習者に対して、賃金、報酬、手当その他の一切の金品を支給しない。

（実習生の身分及び服務）

第４条　組合は、実習生に対し組合職員としての身分を付与しないものとする。

２　実習生は、消防職員が遵守すべき法令等を遵守し、組合の職員の指示に従わなければならない。

３　実習生は、実習期間中は実習に専念しなければならない。

４　実習生は、組合の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

５　実習生は、病気その他やむを得ない理由により実習を欠席しようとする場合は、実習開始時刻前に、受入部署に連絡しなければならない。

（秘密を守る義務）

第５条　実習生は、実習により知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後においても、また、同様とする。

（実習中の事故等の責任等）

第６条　依頼者及び実習生は、実習期間中の事故に備えて、賠償責任保険に加入し、自らの責任において対応しなければならない。

２　実習生が、故意又は過失により組合又は第三者に損害を与えたときは、依頼者及び実習生は、組合又は第三者に対してその損害を賠償しなければならない。

（実習生の提出書類）

第7条　実習生は、要綱第９条に定める誓約書を実習開始前に、組合に提出しなければならない。

（実習生の個人情報の取扱）

第８条　組合は、実習生の個人情報を慎重に管理するものとし、法令等に定めのある場合を除き、本人の同意なく実習の目的以外に使用してはならない。

（実習の中止）

第９条　組合は、実習生が本協定書に違反した場合又は消防の業務に支障を来すおそれがあると認める場合は、実習を中止することができる。この場合において、組合は、依頼者及び実習生に対しその旨を通知するものとする。

（実習の証明）

第10条　組合は、学校が実習生の実習内容等について証明を求めたときは、これを行うものとする。

（有効期限）

第11条　この協定書の有効期間は、締結の日から当該年度の３月３１ｘ日までとする。ただし、この協定の有効期限満了の1カ月前までに組合又は依頼者のいずれかからも申出がない場合は、引き続き1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第12条　本協定書に定めのない事項若しくは疑義が生じたとき又は改正の必要が生じたときは、組合と依頼者の協議により、決定するものとする。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、組合と依頼者双方が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

組合　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住　所

依頼者　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　㊞